

令和元年11月6日

電気事業法等の一部を改正する等の法律 附則第28条第2項の規定による指定旧 供給地点の指定解除について

関東経済産業局長から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20191016 関 東 第 60 号
令 和 元 年 1 1 月 6 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について(回答)

令和元年10月16日付け20191015 関東第8号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

指定の解除事業者数 11事業者 指定旧供給地点群数 21地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
浅間ガス協同組合 (法人番号4100005003661)	1 池の前団地 2 和田住宅団地
越後プロパン株式会社 (法人番号8110001007091)	1 京ヶ瀬グリーンハイツ
株式会社エネアーク関東 (法人番号9010001098743)	1 小室団地 2 シーサイドおぎつ 3 ファミリータウン藤の里
グリーン長野農業協同組合 (法人番号2100005001188)	1 古森沢団地
首都圏瓦斯株式会社 (法人番号1011001011083)	1 向山団地
昭和ガス株式会社 (法人番号2030001046517)	1 大宮ニューハイツ 2 三保野台団地
東京ガスエネルギー株式会社 (法人番号3011801021222)	1 川尻団地
東上ガス株式会社 (法人番号7030001045415)	1 角栄桶川団地
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 大宮大和田苑団地 2 大宮日進団地 3 江南ニュータウン 4 小林住宅藤代第1団地 5 積水茜台団地 6 瀬戸ヶ谷団地 7 竹丘団地
武陽ガス株式会社 (法人番号3013101000328)	1 国際電気草花台パークハイツ
三ッ輪産業株式会社 (法人番号9010401040635)	1 湘南二宮住宅地